

## くぬぎ山地区自然再生協議会の備品等の利用について

H23. 3. 12

協議会で取得した備品等の利用方法等について、下記のとおり定める。

- 1 利用できる者  
くぬぎ山地区自然再生協議会委員及び協議会活動に参加するもの
- 2 利用できる保全活動
  - (1) くぬぎ山地区自然再生協議会が主催する保全活動
  - (2) 協議会委員がくぬぎ地区内で行う保全活動（協議会活動として承認のあったものに限る。）
- 3 利用方法
  - (1) 2（1）については、活動場所で貸与を受ける。
  - (2) 2（2）については、事前に協議会で承認を受け、代表運営事務局に連絡の上、貸出を受ける。
  - (3) 上記（2）の場合は、別途定める貸出簿に記載を要する。
- 4 備品等の整備  
2（2）により備品等を使用した場合は、使用した者が整備を行うこと。  
なお、機械の故障等が発生した場合は、速やかに事務局に連絡を行うこと。